

2024年度 総 会

議 案 書

公益財団法人 日本関税協会名古屋支部

2024年6月11日(火)

名古屋マリオットアソシアホテル

2024年度 総会

次 第

一、開 会

一、支部代表挨拶

一、来賓紹介

一、来賓祝辞

一、議案事項

第一号 2023年度事業報告、収支決算報告に関する件

第二号 2024年度事業計画（案）、収支予算計画（案）

に関する件

第三号 2024年度名古屋支部役員に関する件

一、閉 会

第一号議案

2023 年度事業報告、収支決算報告に関する件

I 2023 年度事業報告

- 1 支部幹事会、支部総会、時局講演会及び懇談会
2023年6月 2023年度 支部幹事会（22名出席）
" 2023年度 支部総会（146名出席）
" 時局講演会（158名聴講）
" 支部懇談会（142名参加）

- 2 地区講演会・懇談会
2023年11月 衣浦地区講演会・懇談会（講演会36名、懇談会33名出席）
" 諏訪地区講演会・懇談会（講演会38名、懇談会32名出席）
2024年2月 四日市地区講演会・懇談会（講演会60名、懇談会57名出席）
" 豊橋地区講演会・懇談会（講演会44名、懇談会46名出席）
3月 清水地区講演会・懇談会（講演会103名、懇談会98名出席）

- 3 定例会合
2023年11月 商社懇談会（参加者：税関側6名、協会側12名）

- 4 説明会・研修会
2023年4月 ※「春期保稅事務研修会」オンライン方式（3回、申込165名）
" 5月 「春期税関実務研修会」集合・対面方式（1回、申込65名）
" 「春期税関実務研修会」オンライン方式（2回、申込175名）
" 6月 ※「はじめてのNACCS講習会」集合・対面方式（1回、申込84名）
" ※「はじめてのNACCS講習会」オンライン方式（2回、申込185名）
" 7月 「EPA原産地規則オンライン説明会」（4回、申込205名）
" 10月 ※「秋期保稅事務研修会」オンライン方式（3回、申込257名）
" 11月 「秋期税関実務研修会」集合・対面方式（1回、参加41名）
" 「秋期税関実務研修会」オンライン方式（2回、申込179名）
2024年3月 ※「Air-NASCCによる保稅業務処理勉強会」オンライン方式
(2回、申込68名)
※印は他団体と共催

5 資料・情報提供 (主なもの)

- ・ 4月資料提供 保税実務研修資料ホームページ掲載
 〃 情報提供 G7広島サミット等水際対策への協力依頼等 9回
- ・ 5月資料提供 春期税関実務研修資料ホームページ掲載
 〃 情報提供 輸出促進説明会開催の情報提供等 3回
- ・ 6月資料提供 はじめてのNACCS 講習会資料ホームページ掲載
 〃 情報提供 RCEP 原産地規則オンライン説明会の開催 1回
- ・ 7月資料提供 RCEP 原産地規則オンライン説明会資料ホームページ掲載
 〃 情報提供 新刊図書のご案内等 3回
- ・ 8月情報提供 関税率表解説及び分類例規の一部改正 1回
- ・ 9月情報提供 新刊図書のご案内等 2回
- ・ 10月資料提供 秋期保税事務研修資料ホームページ掲載
 〃 情報提供 秋期税関実務研修開催情報等 3回
- ・ 11月情報提供 知的財産侵害物品取締強化期間等 4回
- ・ 12月資料提供 秋期税関実務研修資料等 3件ホームページ掲載
 〃 情報提供 名古屋税関年末年始の業務について 1回
- ・ 1月情報提供 輸出促進説明会の開催案内 1回
- ・ 2月情報提供 関税率表解説及び分類例規の一部改正等 2回
- ・ 3月資料提供 Air-NASCC保税業務処理勉強会資料ホームページ掲載等 3回
 〃 情報提供 新刊図書のご案内等 3回

合計 資料提供 11回、情報提供 33回

(参考)

名古屋支部 会員推移

注) 各年度3月末の会員数

地区	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
名古屋	252	250	245	241	234
清水	67	68	68	66	66
四日市	38	37	37	37	37
衣浦	23	23	22	21	21
諏訪	19	18	18	18	18
豊橋	28	27	26	25	25
計	427	423	416	408	401

① 全国会員数 (2023年度末)

函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計
283	739	612	401	604	751	450	186	76	4,102

② 全国会員数 (2022年度末)

函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計
293	739	617	408	608	760	452	191	76	4,144

II 2023 年度決算報告

収支計算書

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
I 収入の部				
本部配分金	7,600,000	6,789,570	△810,430	
特別活動補助金	0	0	0	
受取利息	30	18	△12	
雑収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	7,600,030	6,789,588	△810,442	
前期繰越収支差額	1,520,169	1,520,169	0	
収入合計 (B)	9,120,199	8,309,757	△810,442	
II 支出の部				
賃借料	830,000	828,240	1,760	
会合会議費	2,750,000	2,472,691	277,309	
旅費交通費	320,000	139,010	180,990	
印刷費	50,000	125,537	△75,537	
発送通信費	290,000	198,127	91,873	
消耗品費	95,000	83,495	11,505	
水道光熱費	95,000	104,294	△9,294	
調査図書費	175,000	150,750	24,250	
諸謝金	50,000	50,000	0	
雑費	400,000	394,641	5,359	
地区経費	2,750,000	2,706,890	43,110	
繰出金	0	0	0	本部への戻入金
当期支出合計 (C)	7,805,000	7,253,675	551,325	
当期収支差額 (A) - (C)	△204,970	△464,087	—	
次期繰越差額 (B) - (C)	1,315,199	1,056,082	—	

正味財産増減計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
2 負債減少額			
増加額合計 (A)			
II 減少の部			
1 資産減少額	464,087		
		464,087	
2 負債増加額		0	
減少額合計 (B)			464,087
当期正味財産増減額 (C) = (A) - (B)			△464,087
前期繰越正味財産額 (D)			1,520,169
期末正味財産合計額(C)+(D)			1,056,082

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	48,538		
普通預金	1,007,544		
普通預金(預り金)	0		
流動資産合計		1,056,082	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,056,082
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III. 正味財産の部			
正味財産			1,056,082
(うち当期正味財産増減額)			(△464,087)
負債及び正味財産合計			1,056,082

財 産 目 録

2024年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
事務局現金手元有高	48,538		
普通預金三菱UFJ銀行	1,007,544		
普通預金三菱UFJ銀行	0		
流動資産合計		1,056,082	
2 固定資産			
固定資産合		0	
資 産 合 計			1,056,082
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金（図書代金）	0		
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			0
正 味 財 産			1,056,082

公益財団法人日本関税協会名古屋支部事務局から
提出された2023年4月1日から2024年3月31日ま
での収支計算書及び附属明細書類を監査した結果、
いずれも適正に処理されていることを確認しました。

2024年 4 月 2 日

監査役 奥山謙介 

公益財団法人日本関税協会名古屋支部事務局から
提出された2023年4月1日から2024年3月31日ま
での収支計算書及び附属明細書類を監査した結果、
いずれも適正に処理されていることを確認しました。

2024年 5 月 / 日

監査役 北井耕司 

第二号議案

2024 年度事業計画（案）、収支予算計画（案）に関する件

I 2024 年度事業計画（案）

公益財団法人日本関税協会として必要な定款等が定められており、これに沿った事業について、本部との連携を密にしつつ、以下の活動を実施することとしたい。

1. 幹事会、支部総会及び税関との情報交換会の開催

(1) 名古屋支部の事業報告及び事業計画を審議するため、定例幹事会を年1回開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

また、会員相互の親睦を図るため、支部総会を年1回開催する。

(2) 名古屋税関と部会幹事の会議を開催し、関税行政に関する情報及び意見交換に努める。

2. 研修会、説明会及び講演会の開催

(1) 関税政策及び関税制度等に関する研修会及び説明会等を開催し、貿易関係者の知識向上に努めるとともに、各種情報を適宜提供する。

なお、開催方式は、集合・対面及びオンラインを併用する。

また、必要に応じて他団体と連携し開催する。

(2) 清水地区、四日市地区、衣浦地区、諏訪地区及び豊橋地区の懇談会に併せ、名古屋税関長による講演会を開催する。

3. 出版物の発行、資料の配布

本部、他支部との連携を密にし、貿易、関税政策及び物流動向等に関する各種参考資料の入手に努め、時宜を得た配布に努める。

4. 名古屋支部ホームページの充実

当支部のホームページについて、見やすく、使い勝手の良い、且つ内容の充実を図り、有益な情報の発信に努める。

5. 会員の維持・拡大

当協会の事業に関する広報活動及びサービス提供を積極的に行い、新規会員の勧誘に努める。

II 2024年度収支予算計画（案）

2024年4月1日から2025年3月31日まで

（単位：円）

科 目	2024年度予算額	2023年度予算額	2023年度決算額	摘 要
I 収入の部				
本部配分金	7,100,000	7,600,000	6,789,570	
特別活動補助金	0	0	0	
受取利息	30	30	18	
雑収入	0	0		
当期収入合計	7,100,030	7,600,030	6,789,588	
前期繰越収支差額	1,056,082	1,520,169	1,520,169	
収入合計	8,156,112	9,120,199	8,309,757	
II 支出の部				
賃借料	830,000	830,000	828,240	
会合会議費	2,900,000	2,750,000	2,472,691	
旅費交通費	270,000	320,000	139,010	
印刷費	50,000	50,000	125,537	
発送通信費	250,000	290,000	198,127	
消耗品費	130,000	95,000	83,495	
水道光熱費	120,000	95,000	104,294	
調査図書費	160,000	175,000	150,750	
諸謝金	50,000	50,000	50,000	
雑費	350,000	400,000	394,641	
地区経費	2,900,000	2,750,000	2,706,890	
繰出金		0	0	
当期支出合計	8,010,000	7,805,000	7,253,675	
次期繰越差額	146,112	1,315,199	1,056,082	

第三号議案

2024 年度名古屋支部役員に関する件

役員	現職	氏名
支部長	名古屋商工会議所 会頭	嶋尾 正
副支部長	鈴与（株） 代表取締役社長	鈴木健一郎
同	名古屋通関業会 理事長	柘植 要
同	日本トランスシティ（株） 代表取締役社長社長執行役員	安藤 仁
同	半田港運（株） 代表取締役社長	浅野 皇
同	ブラザー工業（株） 代表取締役社長	佐々木一郎
同(本部理事)	名港海運（株） 代表取締役副会長	藤森 利雄
幹事	愛知海運産業（株） 常務取締役	八木 祥綱
同(本部評議員)	伊勢湾海運（株） 代表取締役社長社長執行役員	高見 昌伸
同	石原産業（株） 常務執行役員四日市工場長	新名 芳行
同	（株）ENEOSマテリアル 四日市工場長	中山 哲
同	JFEスチール（株） 常務執行役員 知多製造所長	森岡 宏泰
同	諏訪倉庫（株） 代表取締役社長	小宮山英利
同	中部国際空港（株） 代表取締役社長	犬塚 力
同	東陽倉庫（株） 代表取締役社長	武藤 正春
同	トヨタ自動車（株） T P S 本部長	尾上 恭吾
同	豊橋商工会議所 会頭	神野 吾郎
同	名古屋海運協会 会長	笹田 祐典
同	名古屋商工会議所 専務理事	内田 吉彦
同	名古屋鉄道（株） 取締役 常務執行役員	古橋 幸長
同	日本製鉄（株） 常務執行役員名古屋製鉄所長	平光 範之
同	日本通運（株） 執行役員名古屋支店長	田中 旬
同	濃飛倉庫運輸（株） 代表取締役社長	尾関 圭司
同	はごろもフーズ（株） 代表取締役社長	後藤佐恵子
同	富士商工会議所 会頭	浅見 祐司
同	（株）フジトランス コーポレーション 代表取締役社長	系井 辰夫
同	（株）三菱UFJ銀行 常任顧問	中村 昭彦
同	ヤマハ発動機（株） 代表取締役社長	日高 祥博
同	四日市商工会議所 会頭	小川 謙
監査役	四日市海運（株） 代表取締役社長	奥山 謙介
同	豊島（株） 常務取締役	北井 耕司

(敬称略)

※**太字**は、昨年度から社内交代された役員。

役員の任期は2年、次期役員の改選は来年2025年度。

公益財団法人日本関税協会支部運営規程

制定平成22年2月2日

平成30年10月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本関税協会（以下「この法人」という。）の定款第43条に定める支部の運営に関し、同第44条の規定に基づき基本的事項を定め、もって支部運営の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支部の名称)

第2条 支部の名称は、それぞれ、函館支部、東京支部、横浜支部、名古屋支部、大阪支部、神戸支部、門司支部、長崎支部及び沖縄支部と称する。

(支部事務局)

第3条 各支部は、税関本関が所在するそれぞれの地に事務局を置く。また、必要とする地に連絡員を置くことができる。

(事業区域)

第4条 各支部の主な事業区域は、各支部事務局が置かれている税関の管轄区域とする。

2. 会員は、税関業務と関係ある主たる事業所等が所在する支部その他の会員の申し出による支部に所属するものとする。
3. 各支部は、この法人の目的を達成するため、相互に協力するものとする。

第2章 事業

(事業)

第5条 各支部は、この法人の定款第3条に定める目的に従い、定款第4条に定める事業を行う。就中、税関等関係機関と連携を図り、会員をはじめ貿易関係者と連絡を密にし、関税政策、関税制度、税関実務及び貿易に関する関連情報の提供を通じ、適正かつ円滑な関税行政の促進に務めるものとする。

第3章 役員等

(支部役員)

第6条 各支部に原則として、次の役員を置く。ただし、各支部の実情に応じ、常任幹事を置くことができる。

支部長 1名

副支部長 若干名

幹事 若干名

監査役 若干名

2. 幹事及び監査役は幹事会の決議によって選任する。ただし、幹事及び監査役は相互に兼ねることはできない。
3. 支部長及び副支部長は、幹事の中から互選により決定する。

(役員職務)

第7条 支部役員職務は、それぞれ次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部の部務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は幹事会を組織し、支部の運営に関し必要な事項を審議する。
- (4) 監査役は、支部の業務及び会計を監査するとともに、幹事の職務の執行を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2カ年とする。ただし重任を妨げない。

(支部顧問)

第9条 各支部に、支部顧問若干名を置くことができる。ただし、各支部の実情に応じ、適宜の役職を設けることを妨げない。

2. 支部顧問は、幹事会の推薦によって支部長が委嘱する。
3. 支部顧問は、支部事業の遂行上重要な事項につき支部長の諮問に応える。
4. 前2項の規定は、第1項ただし書きによる役職について、適宜、準用する。

(事務局)

第10条 各支部事務局に、事務局長1人を置く。

2. 支部事務局の運営に必要な事項は幹事会の決定を経て別に定める。

第4章 幹事会

(幹事会招集等)

第11条 幹事会は、支部長が招集する。

2. 幹事会の議長は、支部長がその任に当たる。
3. 幹事会を分けて、定時幹事会と臨時幹事会とする。
 - (1) 定時幹事会は、毎年1回開催する。
 - (2) 臨時幹事会は、支部長が必要と認めるとき、又は幹事の5分の1以上から請求があったときに開催する。

(決議・承認)

第12条 幹事会において決議又は承認を要する事項は、次の通りとする。

- (1) 収支予算及び事業計画
- (2) 収支決算、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告
- (3) 役員改選
- (4) 支部規約の制定及び変更
- (5) その他支部長が必要と認めた事項

(定足数等)

第13条 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって開会する。

2. 幹事会の議事は別段の定めがある場合を除き、出席幹事の過半数によって決する。可否同数のときは議長が決定する。
3. 緊急の必要のある場合又は四囲の事情によって幹事会の招集が困難と認められるときは、支部長は書面による賛否を求めて、幹事会に代えることができる。

4. 幹事会に出席できない幹事は、他の出席幹事に議決権の行使を委任することができる。この場合には、当該幹事は出席したものとみなす。

第5章 支部総会及び地区会等

(支部総会等の設置)

第14条 各支部は、会員相互間の連絡を密にし、事業の充実を図るため、支部総会及び必要な地で地区会（地区懇談会、地区協議会等をいう。）を開催するほか、会員への情報提供等を円滑に実施するため、各支部の実情に応じ適宜の会合を設けることができる。

2. 第12条第1号及び第2号に定める事項に関しては、支部総会を議決機関とすることができる。この場合、幹事会における第12条第1号及び第2号の決議又は承認は、支部総会に提出する議案についての議決又は承認とみなす。
3. 支部総会の運営に必要な事項は、幹事会が別に定める。

第6章 会計

(会計年度)

第15条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支)

第16条 支部の収入は、次のとおりとする。

- (1) 本部からの配分金
- (2) 支部寄付金
- (3) 支部の資産又はこれから生ずる収入
- (4) その他の収入

2. 支部の支出は、前項の収入金を持って充てるものとする。
3. 年度末において、各支部の収支に残高が発生すると見込まれる場合は、原則として、これを本部に返納するものとする。ただし、当該残高見込額のうち年間事業支出総額の20%相当額及び当該翌年度において、直ちに具体的な事業計画を実施するため必要と見込まれる額については、本部と協議の上、留保することができる。

第17条 支部の収入及び支出の状況については、毎月本部に報告するものとする。

(書類の作成)

第18条 支部長は、毎事業年度の終了後、速やかに次に関する書類を作成し、監査役に送付するものとする。

- (1) 収支決算
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告
- (6) その他必要と認める書類

2. 支部監査役は、前項の掲げる書類を受領したときは、遅滞なくこれを審査し、意見書を添えて、これを支部長に送付しなければならない。

3. 前項の審査を終えた書類については、事務局に備え付けると共に、その写しを本部に送付するものとする。

第7章 報告

(定期報告等)

- 第19条 支部長は、定時幹事会が終了した場合遅滞なくその内容を理事長宛報告するものとする。
2. 支部事務局長は、毎月の支部活動の概況及び収支の状況について、本部事務局長に報告するものとする。
 3. 前項に掲げる場合の他、緊急異常事態が生じた時は、支部事務局長は、遅滞なく本部事務局長に報告しなければならない。

第8章 補則

第20条 この規程に定めのない事項については、幹事会の承認を得て別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正時における幹事及び監査役は改正後の第6条第2項により選任された幹事及び監査役とする。
- 2 この規程は、平成30年10月24日から施行する。